

平成23年6月30日

「株式会社国際協力銀行法施行令案」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

1. 株式会社国際協力銀行（以下、JBIC）の業務については、JBIC 法第1条ならびに同法に対する衆参両議院の附帯決議を踏まえ、6月16日にJBICがホームページに掲載された「一般の金融機関が行なう金融の補完の確保のための基本的な対応について」にもとづき運営いただくよう、引き続き普段から民間金融機関との密接な意見交換にご協力願いたい。
2. JBIC法施行令案第1条において、株式会社商工組合中央金庫および株式会社日本政策投資銀行を同法上の「銀行等」の範囲に含めることとしているが、両機関の在り方については、平成26年度末までに検討が行なわれる予定となっていることを踏まえ、民業補完の観点から問題が生ずることのないよう、同条等の運用について適切に配慮されたい。
また、両機関の在り方について結論が得られた際には、当該結論に従って、必要に応じ法令等についても適切に見直されたい。

以 上